

電子記録媒体破壊処理及び機器等回収業務委託に係る仕様書

1 対象機器

別紙 機器明細一覧表(以下「一覧表」という。)のとおり

2 業務明細

下記(1)及び(2)について、それぞれ見積書を提出すること。

なお、(1)の業務については「委託契約」、(2)の業務については「売買契約」を締結する。

(1) 電子記録媒体破壊処理及び機器等回収業務

<搬出について>

ア 集積場所から機器を搬出する際は、機器の紛失、盗難及びデータ漏洩等に十分配慮した運搬を行うこと。

<検品について>

ア 庁舎から搬出した機器は、速やかに受注者が用意する施設(兵庫県又は隣接する2府2県に所在する施設)に搬入し、検品作業を行うこと。

イ 検品は市が提供する一覧表に基づき行い、欠損及び追加等が判明した場合は、その旨同一覧表に記載して提出すること。

<データ消去について>

ア データ消去作業は、機器の搬出後に行い、作業完了まで施錠可能な部屋等で管理、保管すること。

イ 搬出後の機器及びデータの管理については受注者の責によるものとする。

ウ データ消去の対象は、電子記録媒体を内蔵する対象機器全てとする。

エ 電子記録媒体内蔵機器(パソコン、サーバ、USBメモリ等)についてはデータの漏洩防止のため、ウェアレベリングを考慮した「SECURE ERASE等」により全メモリセルへの上書きを1回以上行い、データ消去を行い、物理破壊によりデータの読み取りを不可能にすること。

オ 使用するデータ消去ソフトについては、上記作業が行えるものであれば、種類は問わない。

カ データ消去業務完了後に、本体情報(メーカー・型番、シリアルナンバー)、パソコン管理番号及びHDD・SSD情報(メーカー・シリアルナンバーが鮮明に分かる画像データを貼り付けたデータ消去証明書等を提出すること。

キ 機器搬入やデータ消去作業について、市職員による現地立ち会いのも

と作業確認を行うものとする。なお、日程等については、契約後協議の上、決定するものとする。

＜その他＞

ア 機器に貼ってある本市の管理ラベル等については、全て剥がし、処分すること。

(2) 情報機器買取

ア 一覧表にある機器について、買取金額の見積りを行うものとし、買取額の総計金額を明記すること。

イ データ消去及び機器等回収に係る経費については、(1)の業務の見積りに含め、(2)の見積りは買取金額のみを記載すること。

3 契約業者の決定方法

電子記録媒体破壊処理及び機器等回収業務の応札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、電子記録媒体破壊及び機器等回収(委託)から情報機器買取(売買)の見積額を差し引きして、本市にとって最も有益な見積書を提示した者を契約業者とする。

4 対象機器の搬出場所

建物	住所	フロア	備考
たつの市役所	兵庫県たつの市龍野町富永 1 0 0 5 番地 1	・ 本館 2 階倉庫 ・ 新館 3 階電算室	エレベータ有り

5 回収日

回収日は、平日の業務時間（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分）内で、契約締結後に協議の上、決定する。

6 履行期間

契約締結日から令和 7 年 7 月 3 1 日（木）まで

7 その他

契約書・仕様書に定めのない疑義が生じた場合、本市と受注者は、速やかに協議して定めるものとする。